

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（720））
2. 日時：平成30年3月1日 10時00分～11時35分
3. 場所：原子力規制庁 8階実用炉審査部門横会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、宮本管理官補佐、正岡主任安全審査官、
角谷安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 プラント管理グループマネージャー
（他7名）

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性に関し、「燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について」の説明があり、原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 本事案の水平展開において確認された課題及び改善事項等については、記載の適正化するもの及び保安活動に係る根本原因分析において対応する事項等を整理して提示すること。
- 技術的能力1.0.2（保管場所及びアクセスルート）の審査資料において、アクセスルートへの対策の要否に係る評価（段差量評価）等の図面判読の誤りが確認されたことを踏まえ、対応を整理し提示すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（G-17-7改2）
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（G-17-5改3）
- ・ 東海第二発電所 設置変更許可申請書の審査資料における燃料有効長頂部の寸法値に係る対策及び水平展開について（別冊）（G-17-6改3）